

平成27年10月14日

【電気供給事業者（名称を記載）】御中

電力広域的運営推進機関

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請

当機関は、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス（以下「本プロセス」といいます。）において、送配電等業務指針第31条第1項に基づき、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を実施し、多数の電気供給事業者から応募をいただきました。

そして、当機関は、電気供給事業者の提起及び応募の内容を踏まえ、平成27年9月30日、広域系統整備の基本要件を決定いたしました。

この点、送配電等業務指針においては、基本要件の決定後であっても、計画策定プロセスの提起者又は応募者は、当機関に対し、具体的な理由を記載した書面を提出することにより、受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、計画策定プロセスの提起又は応募を取り下げることが可能となっております（同指針第25条第3項及び第31条第4項）。

しかし、基本要件の決定後に、本プロセスの提起又は応募の取下げが行われた場合には、広域系統整備の基本要件の再検討が必要となる場合があります。特に実施案・事業実施主体の募集開始後に基本要件の再検討が必要となった場合、本プロセスが大幅に遅延する可能性があるとともに、費用負担額の見込みに変動が生じ、本プロセスに参加する他の電気供給事業者の事業計画やファイナンスの見通しに多大な影響を与えるおそれがあります。

このため、当機関としては、本プロセスに提起又は応募いただいた電気供給事業者に対し、実施案・事業実施主体の募集開始後は、安易に本プロセスの提起又は応募の取下げを行わないよう要請するとともに、実施案・事業実施主体の募集に先立ち、引き続き本プロセスに参加する意思を継続されるか否か（費用負担意思の有無を含む。）を確認させていただきたく存じます。また、あわせて、運用容量拡大のための短工期で実施できる運用及び設備対策（以下「短工期対策」といいます。）の希望の有無その他の必要事項の調査をさせていただければと存じます。

つきましては、添付書類1のご説明書をご確認頂き、添付書類2の回答書（様式）にて、本プロセスへの参加の継続意思及び短工期対策の希望の有無等をご回答ください。

なお、やむを得ず本プロセスの提起若しくは応募を取り下げられる場合又は提起若しくは応募いただいた計画（電力取引の量、希望時期等）を変更される場合には、速やかに当機関へ具体的な理由を記載した書面を提出していただくようお願いいたします。

添付書類1：ご説明書

添付書類2：回答書（様式）

以上

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び 運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に関するご説明書

第 1 調査内容

1. 本プロセスへの参加の継続意思について

基本要件の再検討等による東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス（以下「本プロセス」といいます。）の遅延等を回避するため、実施案・事業実施主体の募集に先立ち、引き続き本プロセスに参加する意思を継続されるか否か（費用負担意思の有無を含む。）を確認させていただきたく存じます。

つきましては、下記（1）から（4）及び別紙「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲」をご確認の上、本プロセスへの参加を継続されるか否かをご検討の上、ご回答ください。

記

- （1）現時点で想定される費用負担額の見通し
 9. 5千円程度/kW（見込み（現時点における試算））
ただし、実施案の内容によっては工事費が変動する可能性がある。
- （2）対策工事の竣工予定時期
 - 2023～2027年度を目標
ただし、用地交渉等により相当程度工期が変動する可能性がある。
- （3）費用負担を行った場合の連系線利用の取扱い
 - ・連系線容量を先行的に登録できる。
 - ・連系線同時建設電源からの電力受給又は振替供給に係る契約を、当該契約が継続する限り、長期安定的に容量確保すべき契約として認定する（なお、契約認定を受けた場合、混雑処理での抑制順位が後位に取り扱われる）。

※ なお、現行の広域機関ルールにおいては、費用負担の有無にかかわらず、長期計画として10年目まで容量登録が可能（11年目以降も容量登録の更新は可能）としているが、連系線の効率的な利用のため、空おさえは禁止している。
- （4）本プロセスに基づく連系線の増強工事によって新たに生じた空容量の取扱いについては今後検討予定。

2. 短工期対策の希望の有無

当機関は、運用容量拡大のための短工期で実施できる運用及び設備対策（以下「短工期対策」といいます）を検討しましたが、現時点では有効な短工期対策を実施できるとの判断に至っておりません（第4回広域系統整備委員会資料1__14～31頁参照）。

このような状況ではありますが、当機関としては、本プロセスに提起又は応募いただいた電気供給事業者が短工期対策の検討を希望される場合には、短工期対策の可能性について検討いたします。

そこで、運用容量拡大のための短工期対策を希望されるかどうかにつきご検討いただきたく存じます。ただし、短工期対策の実施にあたっては、以下の①から④の事項をご了承いただくことが前提となりますので、ご理解の上、短工期対策の実施の希望の申出を行っていただくようお願いいたします。

- ① 短工期対策は恒久対策が講じられるまでの暫定対策とすること
- ② 短工期対策に係る費用は、原則として、短工期対策を希望する事業者の特定負担とすること
- ③ 短工期対策を実施することによって、故障時などにおいて、系統運用上、即座に系統からの切り離しや稼働を行うための指令又は系統安定化システムによる制御が必要となる場合、当該指令又は制御を無条件に受け入れること
- ④ 短工期対策を実施することによって、第三者の電源に電源制限されるリスクが拡大する等、第三者に損害が生じる可能性がある場合には、短工期対策を実施することについて、当該第三者の同意があること

3. その他（系統アクセス工事及び発電所建設の進捗状況）

本プロセスに参加している電気供給事業者の系統アクセス工事及び発電所建設の進捗状況を確認させていただきたく存じます。

第2 回答方法等

1. 回答方法

添付書類2による

2. 回答期限

平成27年11月24日（火）

第3 留意事項

- ・本プロセスへの提起又は応募を取り下げる場合には、具体的な理由を記載した書面の提出が必要となります。
- ・短工期対策については、検討結果により、事業者の希望に添えない場合があります。また、必要により個別にヒアリング等を実施する場合があります。

第4 問合せ先

電力広域的運営推進機関 計画部

以上

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者
所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

**東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び
運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に対するご回答（様式）**

当社は、貴機関の平成27年10月14日付「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請」（以下「本要請書」といいます。）に基づく調査に対し、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1. 提起又は応募に関わる取引の計画等の内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア	広域的な電力取引の拡大希望時期
		変更前： k W 変更後： k W	変更前： 変更後：	平成 年 月

2. 本計画策定プロセスへの参加の継続意思（費用負担意思を含む）

あり なし^{※1}

「あり」の場合の希望事項等

[]

※1：「なし」の場合、別途速やかに提起又は応募の取下げの手続きをお願いします。

3. 短工期対策の希望

あり^{※2} なし

※2：「あり」の場合、本要請書添付書類1「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に関するご説明書」第1の2. 記載の①から④の事項を了承いただいたものとみなします。

